

令和3年1月8日

青梅市立第六中学校
保護者の皆様

青梅市教育委員会

お子様が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者または感染者として特定された場合について

日頃より、本市の教育活動にご支援いただき誠にありがとうございます。

国からは、東京都を含めた一都三県において、令和3年1月7日に緊急事態宣言が発出されておりますが、学校については、感染症防止に向けた対策を行いながら、教育活動を継続することとしました。

新型コロナウイルス感染症については、終息の目途が立たず、誰もが濃厚接触者や感染者になりうるものであります。学校では、引き続き、感染予防対策および濃厚接触者や感染者への差別やいじめが発生しないよう、最大限に配慮し対応してまいります。

お子様が濃厚接触者または感染者として特定された場合の対応等につきましては、改めて、下記の内容についてご確認の上、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

- 1 お子様が発熱等で体調を崩された場合
 - ・ 医療機関での診察をお願いします。
 - ・ 学校に登校する予定であった場合は、無理に登校させず、休ませてください。また、学校に状況をご連絡ください。

- 2 お子様が保健所により濃厚接触者に特定された場合
 - ・ 学校に登校はできません。学校に状況をご連絡ください。
 - ・ 保健所の判断および学校と確認の上、登校開始日を決めてください。
(PCR検査の結果「陰性」となった場合、登校はおおむね2週間後です。
その期間の学習等への対応については、学校と確認をしてください。)

- 3 お子様が保健所や医療機関により感染者に特定された場合
 - ・ 学校に登校はできません。学校に状況をご連絡ください。

- ・ 医療機関および保健所の判断に基づき、治癒しだい、登校できます。
(登校までの期間の学習等については、個々の症状等により対応が異なりますので、学校と確認をしてください。)

4 その他

- ・ 登校前の検温、健康観察および正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）など、感染予防策の徹底をお願いいたします。
- ・ 登校後、発熱や体調不良の訴えがあった場合は迎えをお願いいたしますので、学校と確実に連絡を取ることができるようにしてください。
- ・ その他、新型コロナウイルス感染症にかかる登校等への不安などがありましたら、学校または教育委員会（指導室）にご相談ください。

【連絡先】青梅市教育委員会

TEL 0428-22-1111

学務課 2361

指導室 2376